

議第 1 2 6 号

高山市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

高山市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 1 2 月 1 1 日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

特別職職員の期末手当の支給率を改定するため改正しようとする。

高山市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 高山市特別職職員の給与に関する条例（昭和32年高山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（期末手当） 第4条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する場合にあつては、任期満了、退職、失職、死亡又は解職の日現在）において受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、高山市職員の給与に関する条例（昭和36年高山市条例第6号。以下「給与条例」という。）第24条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第4条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する場合にあつては、任期満了、退職、失職、死亡又は解職の日現在）において受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の220、12月に支給する場合においては100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、高山市職員の給与に関する条例（昭和36年高山市条例第6号。以下「給与条例」という。）第24条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。

第2条 高山市特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（期末手当） 第4条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する場合にあつては、任期満了、退職、失職、死亡又は解職の日現在）において受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の220、12月に支給する場合においては100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、高山市職員の給与に関する条	（期末手当） 第4条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する場合にあつては、任期満了、退職、失職、死亡又は解職の日現在）において受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、高山市職員の給与に関する条例（昭和36年高山市条例第6号。以下「給与条例」という。）第24条第2項各号に

例（昭和３６年高山市条例第６号。以下「給与条例」という。）第２４条第２項各号に定める割合を乗じて得た額とする。	定める割合を乗じて得た額とする。
---	------------------

附 則

（施行期日等）

- この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は令和７年４月１日から施行する。
- 第１条の規定による改正後の高山市特別職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和６年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の高山市特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。